

要 求 水 準 書

徳島市危機管理センター（仮称）新築工事
実施設計技術協力及び施工業務受託者選定プロポーザル

令和5年7月

徳 島 市

目 次

第1章 総 則		
1. 要求水準書の定義及び位置づけ	1
2. 受託者の業務概要	1
3. 対象外とする業務	2
4. 工期	2
第2章 整備対象施設の基本条件		
1. 工事対象用地の概要	3
2. 敷地の現況	3
3. 耐震安全性の目標	5
第3章 業務実施にかかる要求水準		
1. 技術協力業務及び施工業務共通事項	6
2. 技術協力業務	1 1
3. 施工業務	1 4
4. 要求水準書等の変更	2 0
第4章 その他		
1. 添付資料	2 1

第1章 総則

1 要求水準書の定義及び位置づけ

本要求水準書は、徳島市危機管理センター（仮称）新築工事（以下「本工事」という。）の実施にあたり、徳島市（以下「本市」という。）が、本工事の施工を受託する事業者（以下「受託者」という。）に要求する水準及びその他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものであり、基本設計書を補足するものである。

要求水準書等（質疑回答書、要求水準書、基本設計書、その他関係資料をいう。以下同じ。）の内容は、原則として施設整備に反映させること。

基本設計書に示された内容における機能や仕様を原則準拠するものとするが、機能面・価格面を総合的に検討した上での提案は認めるものとする。

なお、要求水準書等の優先順位は、質疑回答書、要求水準書、基本設計書、その他関係資料の順とする。

2 受託者の業務概要

(1) 業務概要

- ① 徳島市危機管理センター（仮称）新築工事实施設計技術協力業務
- ② 徳島市危機管理センター（仮称）新築工事施工業務

(2) 徳島市危機管理センター（仮称）新築工事实施設計技術協力業務 （以下「技術協力業務」という。）

- ① 実施設計全般に対する技術検証及び調査
- ② 施工実施方針及び総合施工計画の検討、提案及び作成
- ③ ローリング計画及びローリング計画に付随する仮設計画の策定
- ④ 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- ⑤ 技術情報（徳島市危機管理センター（仮称）新築工事实施設計技術協力及び施工業務受託者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）時に提案された技術提案等を含む）等の提出
- ⑥ 既存本庁舎改修を施工しながらの新築工事への配慮に着目した提案
- ⑦ 技術提案等及び設計補助
- ⑧ 受託者からの提案による設計変更に関わるあらゆる検討及び必要書類の作成
- ⑨ コスト管理支援
 - ・ 施工費が契約額以内となる実施設計内容とするための全般的な支援
 - ・ 施工費内訳明細書の作成・更新
 - ・ 発注者又は設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
 - ・ 全体施工費管理支援
- ⑩ 三者協議会への出席
- ⑪ 関係機関との協議資料・申請資料等作成支援

- ⑫ 発注者が指示する会議体の記録作成
- ⑬ 報告書の作成
- ⑭ 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成及び提供
- ⑮ 材料見本による各種材料選定及び確認支援
- ⑯ 近隣説明補助

(3) 徳島市危機管理センター（仮称）新築工事施工業務
（以下「施工業務」という。）

- ① 防災棟建設工事（建設用地の既存杭撤去を含む）
- ② 駐車場棟建設工事（建設用地の既存杭撤去を含む）
- ③ 駐輪場建設工事（既存駐輪場の解体撤去工事を含む）
- ④ 既存本庁舎改修工事（防災棟との2階渡り廊下での接続を含む）
- ⑤ 既存本庁舎内設備機器等の移設・更新・撤去工事

3 対象外とする業務

(1) 備品等

基本設計書に記載のない什器・備品・特定機器等の購入、取付、移設

(2) 関連工事

上記のほか、別紙1 別途工事リストによる。

(3) その他

工期はあくまで予定とし、受託者の提案内容に基づき本市と協議の上、調整可能とする。

4 工期

(1) 全体

関連工事を含むすべての業務について、契約締結の日から、令和7年12月末までの完了を予定している。

(2) 工期中の留意事項

既存本庁舎への来庁者の安全性や利便性等を確保する仮設計画を十分に検討し、本施工業務の中で実施すること。

(3) 工期における留意事項

防災棟への機能移転は令和8年3月を予定しているため、適切な工事施工計画を作成し工程管理を行うこと。

第2章 整備対象施設の基本条件

1 工事対象用地の概要

(1) 計画場所

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

(2) 対象用地

本工事敷地面積 2,833.45 m²／徳島市役所敷地面積 13,447.50 m²

(3) 都市計画制限等

- ① 用途地域 商業地域（建ぺい率90%、容積率400%）
※建ぺい率は街区の角地緩和による。
- ② 防火地域 準防火地域
- ③ 日影規制 なし
- ④ 前面道路 北側 市道 通町・幸町線（幅員10.90m）

2 敷地の現況

(1) 敷地状況

- ① 本工事対象用地は、徳島市役所本庁舎敷地である。
- ② 本工事対象用地には、施工業務着手時点において、既存本庁舎（徳島市役所本館、南館）及び駐輪場がある。
- ③ 現在、防災棟建設予定箇所には駐輪場があるため、当該駐輪場の解体撤去工事は受託者において行うこと。

(2) 地盤状況

既存本庁舎建設時（昭和55年）に実施した地盤調査結果について、以下に示す。

なお、本地盤調査では本庁舎敷地内で5か所のボーリングが実施されているが、防災棟及び駐車場棟直下では実施されていないため、設計時に新たに2か所の地盤調査を実施することとしている。

詳細は「徳島市危機管理センター新築工事基本設計図書」を参照のこと。

① 地盤概要

本工事対象用地は新町川左岸沿いの三角州上に形成された沖積平野に位置する。地質構成は上位より「盛土」、「沖積層（上部砂質層・中部粘性土質層・下部層）」「洪積層（上部砂礫層・中部粘性土層・下部層）」から成り、約GL-30～-42mに堆積する洪積上部砂礫層は平均N値35程度となっている。

② 地下水位

既存ボーリング孔内の自由表面水位より、地下水位は約GL-2m付近に位置していることが確認されている。

③ 液状化

本敷地の地盤は「液状化の可能性あり」と判定されている。

④ 圧密特性

圧密沈下が懸念される沖積中部粘性土層は 30～50 k N/m²程度の過密圧状態、洪積中部粘性土層は 70 k N/m²程度の過密圧状態と示されている。

⑤ 建物支持層

防災棟は GL-37m 程度から堆積する洪積砂礫層を、駐車場棟は GL-30m 程度から堆積する洪積砂礫層を支持層とすることを想定している。

(3) 土壌汚染状況

本工事対象用地には、土壌汚染が疑われる工場及び事業所の設置履歴はない。受託者は、土壌汚染対策法に基づく届出及び必要に応じて調査を行うこと。なお、同法により汚染の除去等が必要となった場合は、本市の費用負担において対策を行う。

(4) 地中埋設物状況

① 受託者は本工事対象用地内の地中埋設物（擁壁、杭、配管等）のうち、工事に支障となるものを本プロポーザルの実施要領に定める業務内で取り除くこと。

② 地中埋設物説明資料（基本設計書・基本設計図一式中、構造図の既存杭との重ね合わせ図面をいう。）から予見できない地中埋設物があった場合、その対応に掛かる費用は本市の負担とする。

③ 本工事対象用地は徳島市埋蔵文化財包蔵地のうち「徳島城下町跡（寺島）」の範囲内である。令和4年実施の試掘調査により、当該地の北側に城下町の遺構が一部残存していることが判明したため、実施設計期間中に発掘調査を行うこととしている。

徳島市教育委員会との事前協議では、史跡隣接地等ではないため、記録保存の終了後は工事可能と聞いており、施工業務の工程には影響を及ぼさない想定である。

(5) インフラ整備状況

「徳島市危機管理センター新築工事基本設計図書」V-4、VI-4を参考とし、現地調査の実施及び、関係部署・インフラ事業所等と協議・調整を行った上でインフラ整備を行うこと。

(6) 電波障害状況

① 提示資料を参考に電波障害調査を実施すること。新たに建設する建物のほか、既存庁舎も含めた複合の電波障害机上検討書を作成し、調査ポイントを設定の上、調査は事前・中間・事後において実施するものとする。

② 障害が出た場合は対策を講じるものとし、その費用は本市の負担とする。

③ 工事施工に必要なクレーン等の仮設物による電波障害にかかる対策は、受託者の負担にて実施すること。

(7) 周辺道路状況

- ① 北側 市道 通町・幸町線（幅員 10.90m）
- ② 南側 市道 新内町・幸町線（幅員 9.26m）
- ③ 東側 市道 市役所前通り線（幅員 17.32m）

(8) 近隣家屋調査

- ① 受託者は、工事着手前及び工事完了後、次のとおり近隣家屋の現況調査を実施し、報告書を作成すること。

なお、調査範囲は別紙2 近隣家屋調査範囲による。

ア 建物等の所在、地番、所有者の氏名、住所

現地調査において所有者の氏名、住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等により調査を行うこと。

イ 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係

ウ 当該建物等の既存の損傷箇所の有無、位置、状況

対象部位は、基礎、軸部、開口部、床、天井、内・外壁、屋根、水廻り、外構、工作物他、既に沈下、傾斜、亀裂、損傷、剥離、浮き上がり等がある場合、その状況を記録すること。

- ② 工事完了後の近隣家屋調査において、工事に起因する損傷等が認められた場合は、本市へ報告の上、受託者が自らの負担により現況復旧すること。

- ③ その他受託者が必要に応じて実施する各種調査

上記で示す調査以外で、受託者が必要と判断して行う調査は、受託者の負担において実施すること。

3 耐震安全性の目標

(1) 防災棟

- ① 構造体安全性の分類は官庁施設の総合耐震計画基準のⅠ類とすること。
- ② 非構造部材耐震安全性能の分類は官庁施設の総合耐震計画基準のA類とすること。
- ③ 建築設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震計画基準の甲類とすること。
- ④ 地震時の二次部材（主要構造部以外の天井仕上げや照明設備、サイン、什器・備品、家具等）の落下又は転倒を防ぐための対策を講じること。

(2) 駐車場棟

- ① 構造体安全性の分類は官庁施設の総合耐震計画基準のⅢ類とすること。
- ② 非構造部材耐震安全性能の分類は官庁施設の総合耐震計画基準のB類とすること。
- ③ 建築設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震計画基準の乙類とすること。
- ④ 地震時の二次部材（主要構造部以外の天井仕上げや照明設備、サイン、什器・備品、家具等）の落下又は転倒を防ぐための対策を講じること。

第3章 業務実施にかかる要求水準

1 技術協力業務及び施工業務共通事項

受託者は、防災棟及び駐車場棟の竣工を可能な限り早めるために、受託契約後、可及的速やかに監督員等と情報連携し、行政関連手続き及び業務を推進すること。なお、受託者は、本業務の遂行にあたって、次に掲げる各項目を遵守すること。

(1) 関係法令などの遵守

地方自治法、建築士法、建設業法、都市計画法、建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、下水道法、労働安全衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、その他関連法令及び徳島県・本市が制定する条例などを遵守すること。

(2) 適用基準

関係法令のほか、①～⑤の基準類を標準仕様として適用すること。基準類は、いずれも契約締結時における最新版を採用し、本業務期間中に改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うこと。なお、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した基準・仕様類を採用する。

また、次に示す基準類及び建築基準法法令集(最新版)等を現場事務所に整備すること。

① 共 通

- ア 公共建築設計業務委託共通仕様書
- イ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ウ 官庁施設の環境保全性基準
- エ 官庁施設の防犯に関する基準
- オ 公共建築工事積算基準

② 建 築

- ア 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ウ 建築構造設計基準及び同解説、建築構造設計基準の参考資料
- エ 建築工事標準詳細図
- オ 建築物解体工事共通仕様書及び同解説

③ 建築積算

- ア 公共建築数量積算基準
- イ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)

④ 設 備

- ア 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- イ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ウ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

- エ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - オ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - カ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - キ 建築設備設計基準及び同解説
 - ク 建築設備耐震設計・施工指針
- ⑤ 設備積算
- ア 公共建築設備数量積算基準
 - イ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

(3) 監督員の指示

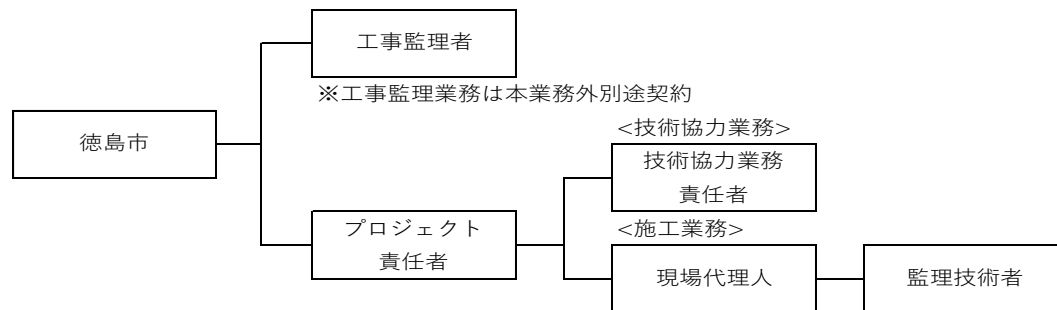
技術協力業務及び施工業務を通じ、監督員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

(4) 実施体制

① プロジェクト責任者

- ア 契約締結後速やかに、技術協力業務及び施工業務を総括するプロジェクト責任者を配置し、本業務にあたらせること。
- イ プロジェクト責任者は、参加表明書等提出日（以下「基準日」という。）において、本プロポーザルに参加するJVの代表構成員又は単独企業である企業に属し常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
- ウ プロジェクト責任者は、技術協力業務における技術協力業務責任者、施工業務における現場代理人を総括し、技術協力業務及び施工業務に関し、相互調整を行うこと。
- エ 配置したプロジェクト責任者の氏名、所属部署及び経歴等を、書面により本市に提出し、承認を得ること。
- オ プロジェクト責任者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、実施要領に定める要件を満たすとともに、その他の実務経験も豊富であり、本書の趣旨及び内容を総括的に本業務に反映できる、誠実かつ責任感ある者とする。
- カ プロジェクト責任者の下に、技術協力業務における技術協力業務責任者、施工業務における現場代理人、監理技術者を配置すること。
- キ プロジェクト責任者は、技術協力業務責任者、現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。
- ク 原則として、本プロポーザル時に配置技術者として提案した者をプロジェクト責任者に任命するものとするが、病休・死亡・退職等、特別な事情（以下「特別な事情」という。）により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有する者を選定すること。また、本市が、その者をプロジェクト責任者として不相当であるとみなした場合は、受託者は速やかに適切な措置を講ずること。

ケ 技術協力業務及び施工業務の実施体制を下図に示す。



② 技術協力業務責任者

技術協力業務の遂行にあたり、技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）を配置すること。技術協力業務責任者は、三者協議会に出席するとともに、受託者組織の取りまとめ及び業務の管理を行うこと。

ア 受託者は、技術協力業務責任者の氏名、所属部署及び経歴等を、書面にて本市に提出すること。

イ 技術協力業務責任者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するとともに、基準日において本プロポーザルに参加するJVの代表構成員又は単独企業である企業に属し常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

③ 現場代理人及び監理技術者

施工業務の遂行にあたり、本業務専任の現場代理人、監理技術者を配置すること。

なお、業務履行中において、その者が現場代理人及び監理技術者として、本市が不適当とみなした場合は、受託者は速やかに適切な措置を講じること。

参加資格審査書類に記載された現場代理人及び監理技術者の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情によりその者を配置できない場合は、本市と協議の上、同等の実績及び資格を有し、本市が適当と判断する代替者を選定する。

ア 現場代理人

(ア) 受託者は、徳島市危機管理センター（仮称）新築工事実施設計技術協力及び施工業務委託契約書による現場代理人を配置すること。

現場代理人は、本工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、同契約書に定める一部権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(イ) 受託者は、現場代理人の氏名、所属部署及び経歴等を、書面にて本市に提出すること。

(ウ) 建設業法第19条第2項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該代理人の行為についての本市の受託者に対する意見の申出の方法は、書面により本市に通知すること。

(エ) 現場代理人は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するとともに、

基準日において本プロポーザルに参加するJVの代表構成員又は単独企業である企業に属し常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

イ 監理技術者

- (ア) 建設業法第26条第2項に定める監理技術者の氏名、所属部署及び経歴等を書面により本市に提出すること。
- (イ) 本工事の監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工監理技士の資格を有し、本プロポーザル実施要領に定める資格要件を満たすとともに、その他の実務経験においても経験豊富であり、本書の趣旨及び内容を本工事に反映できる、誠実かつ責任感ある者とする。
- (ウ) 監理技術者は、建設業法に規定される資格を有すること。

(5) 関係官公庁等への届出手続等

- ① 本工事に必要な関係官公庁その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続は受託者が代行すること。
- ② 関係官公庁等への届出手続などに当たっては、届出内容等について、あらかじめ監督員に報告し、承諾を得ること。
- ③ 関係官公庁等への申請及び届出手続き等に係る必要な費用は受託者の負担とする。ただし、各種申請に係る申請手数料は、本市の負担とする。
- ④ インフラ（電力・給水・ガス等）の引込みに関する負担金は、本市の負担とする。
- ⑤ 関係官公庁等と協議等を行った場合、速やかに協議記録を作成し、監督員等に提出すること。

(6) 打合せ及び記録

- ① 技術協力業務・施工業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員等と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- ② 監督員等から進捗状況等の報告を求められた場合、速やかにこれに応じること。
- ③ 監督員等との打ち合わせは、その都度、打合せ記録簿を作成し、監督員等の確認を受けること。
- ④ 打合せ記録簿は、監督員等の確認欄を設けるとともに、保留事項とその検討者が履歴としてわかる書式とすること。

(7) 検査・引渡し

- ① 部分払検査及び中間検査
 - ア 部分払いの請求があった場合、出来高を査定するために本市が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）が、部分払検査を行う。
 - イ 工事の中間段階において、履行状況の確認のため、検査員による検査を行う場合がある。
- ② 法的適合検査

- ア 施工業務を完了した後、建築基準法第7条第1項の規定による完了検査を申請し、検査を受けること。
- イ その他、必要な法定検査を受けること。
- ウ 検査及び是正に係る一切の費用は、受託者の負担とする。

③ しゅん工検査

- ア 本業務の施工業務を完了した後、速やかにしゅん工届を提出し、監督員等及び工事監理者による工事の完了の確認後、本市の検査員によるしゅん工検査を受けること。
- イ しゅん工検査を行う場所及び日時は、受託者からのしゅん工検査請求書による通知後、検査員との協議により決定する。また、検査日は、当該通知を受けてから14日以内とする。
- ウ 検査に不合格の場合、直ちに是正して検査員による検査を受けなければならない。

④ 部分引渡しがある場合は、施設管理担当職員等に機器の取扱い、操作方法などの指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。同説明内容については、「維持管理業務検討書」（書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」による。）により書面にわかりやすくまとめ、監督員へ提出すること。

⑤ 引渡し

- ア しゅん工検査に合格したときは、本市の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければならない。
- イ 建物引渡し後、1年間は本市の求めに応じて、建物の各設備などの調整を行うこと。

⑥ その他

- 検査員による検査には、受託者又は現場代理人、及び監理技術者が立会わなければならない。

(8) 全体工程表

- ① 契約締結後、技術協力業務着手から施工業務完了までの全体工程表を本市に提出すること。
- ② 全体工程表は、業務の進捗に合わせて、各業務が必要な時期に適切に行われるよう、相互の関連性を検討し記載すること。
- ③ 提出した全体工程表を変更する必要がある場合は、監督員等に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

(9) 関連工事等に係る注意事項

- ① 本市が発注する業務上密接に関係する関連工事等について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議・調整を行うこと。
- ② 什器・備品・特定機器等の工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事などについては、建設業務の中で遺漏のないよう注意すること。
- ③ 本市は、関連工事等の内容及び図面等を必要に応じ、通知又は貸与する。

(10) 提出書類

- ① 本市が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- ② 本市が様式を指定していない場合は、受託者において様式を定め、監督員等の確認を受けること。
- ③ 監督員が提出を指示した書類の提出部数は監督員の指示によるものとする。

(11) 広報活動

- ① 本市が主催する説明会等の支援を行うこと。
- ② 工事の進捗状況が分かる資料を市民に公開すること。なお、資料を市民に公開する際は、事前に監督員等に資料を提出し、確認を受けること。

2 技術協力業務

(1) 業務内容

- ① 実施設計全般に対する技術検証及び調査
- ② 施工実施方針及び総合施工計画の検討、提案及び作成
- ③ ローリング計画及びローリング計画に付随する仮設計画の策定
- ④ 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- ⑤ 技術情報（本プロポーザル時に提案された技術提案等を含む）等の提出
- ⑥ 既存本庁舎改修を施工しながらの新築工事への配慮に着目した提案
- ⑦ 技術提案等及び設計補助
- ⑧ 受託者からの提案による設計変更に関わるあらゆる検討及び必要書類の作成
- ⑨ コスト管理支援
 - ・施工費が契約額以内となる実施設計内容とするための全般的な支援
 - ・施工費内訳明細書の作成・更新
 - ・発注者又は設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
 - ・全体施工費管理支援
- ⑩ 三者協議会への出席
- ⑪ 関係機関との協議資料・申請資料等作成支援
- ⑫ 発注者が指示する会議体の記録作成
- ⑬ 報告書の作成
- ⑭ 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成及び提供
- ⑮ 材料見本による各種材料選定及び確認支援
- ⑯ 近隣説明補助

(2) 業務条件等

- ① 実施設計全般に対する技術検証及び調査
受託者は、三者協議会で採用を決定した技術提案等が設計に適切に反映されていることを確認する。また、技術提案等以外の部分を含めて施工性の観点から実施設計の内容の確

認を行う。実施設計の内容について疑義がある場合は、発注者に報告し指示を受けるものとする。

- ② 施工実施方針及び総合施工計画の検討、提案及び作成、
- ③ ローリング計画及びローリング計画に付随する仮設計画の策定、
- ④ 工事工程の検討・提案及び工程表の作成

受託者は、実施設計の内容に応じた施工方法、資材・部材の搬入計画、施工順序、工事工程表等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工実施方針及び施工計画を作成するものとする。

- ⑤ 技術情報（本プロポーザル時に提案された技術提案等を含む）等の提出

受託者は、本プロポーザル時において受託者より提案された技術提案等の適用判断及び実施設計への反映の際に必要な技術提案等に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積、見積根拠等を提出するものとする。

- ⑥ 既存本庁舎改修を施工しながらの新築工事への配慮に着目した提案

受託者は、既存本庁舎にて市役所業務を行いながら既存本庁舎改修及び新築工事を実施することについて、来庁者や職員の動線等を踏まえ、安全性等を十分確保した上で、市役所業務に影響を及ぼさない施工計画について提案するものとする。

- ⑦ 技術提案等及び設計補助、

- ⑧ 受託者からの提案による設計変更に関わるあらゆる検討及び必要書類の作成

受託者は、本プロポーザル時に提案した技術提案等にとどまらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行うとともに、技術提案等を設計に反映するために必要となる補助業務や各種検討、必要書類の作成を行う。

- ⑨ コスト管理支援

受託者は、本プロポーザル時において提出した業務委託料見積書に実施設計段階で採用された技術提案等及び実施設計段階での変更内容を反映した施工費内訳明細書の作成・更新を行う。

受託者による施工費内訳明細書の深度化、更新方法については、実施設計の進捗に応じて発注者と協議を行うとともに、発注者の指示に基づき、必要となる内訳明細書作成の根拠となる資料を提出するものとする。また、受託者は、発注者及び実施設計者からの提案に対する内訳明細書の作成を行う。当該提案に対する内訳明細書の作成レベルは、発注者との協議による。

施工費内訳明細書については、1か月ごとの更新を想定しているが、発注者との協議により、適切に全体施工費を管理できる期間を設定し、その更新を行うものとする。

なお、受託者は、施工費が当初契約額以内となる実施設計内容とするために必要となる全般的な支援を行うものとする。

- ⑩ 三者協議会への出席

受託者は、発注者及び実施設計者と、設計に関する三者協議を行う。協議回数は1～2回／月程度とし、発注者が指示する場合は技術協力業務責任者及び工事の施工内容、施工費等に精通し、工法等について協議、合意できる者が出席するものとする。

⑪ 関係機関との協議資料・申請資料等作成支援

受託者は、発注者及び実施設計者が行う関係機関との協議資料及び各種申請書類等について、施工の視点からの助言を行う。

⑫ 発注者が指示する会議体の記録作成

受託者は、発注者からの指示に基づき、会議記録の作成を行う。

⑬ 報告書の作成

受託者は、業務の成果として報告書を作成すること。

⑭ 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成及び提供

受託者は、発注者から要望があった場合は、技術提案等及び施工費の積算等に関する各種データ・資料等の作成及び提供を行う。

⑮ 材料見本による各種材料選定及び確認支援

受託者は、プレゼンテーションパネルの作成等、工事完了まで発注者が各所材料を決定するために必要となる資料の作成と提供に関わるすべての支援業務を行う。

⑯ 近隣説明補助

受託者は、発注者から要望があった場合は、近隣説明用資料の作成、近隣説明会の開催等、近隣説明において必要となるすべての補助業務を行う。

(3) 業務の配置技術者

配置技術者として技術協力業務責任者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）を配置すること。技術協力業務責任者は、三者協議会に出席するとともに、受託者組織の取りまとめ及び業務の管理を行うこと。

(4) その他業務の実施に関する事項等

① 業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。

② 業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

③ 設計協議にかかる調整は発注者が行う。発注者が行う調整に対し、受託者は真摯に対応し協力するものとする。

④ 受託者は、発注者に対し定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。

⑤ 発注者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

⑥ 成果物及び本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

⑦ 受託者は、業務によって知り得た情報について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。

- ⑧ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得るものとする。
- ⑨ 業務に必要な分析等の資料、器具、消耗品等及び事例視察等にかかる旅費はすべて受託者の負担とする。

3 施工業務

(1) 業務内容

- ① 防災棟建設工事（建設用地の既存杭撤去を含む）
- ② 駐車場棟建設工事（建設用地の既存杭撤去を含む）
- ③ 駐輪場建設工事（既存駐輪場の解体撤去工事を含む）
- ④ 既存本庁舎改修工事（防災棟との2階渡り廊下での接続を含む）
- ⑤ 既存本庁舎内設備機器等の移設・更新・撤去工事

(2) 業務条件等

① 基本条件

- ア 監督員等と十分打合せの上、工事を進めること。
- イ 工法、材料、製品等については、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこと。また、工法などが特殊である場合は、あらかじめ監督員等と協議し、承諾を得ること。
- ウ 建設業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員等と協議すること。
- エ 建築、電気設備及び機械設備等の職種間で、相互の工事内容について十分に調整を行うこと。
- オ 関係者及び関係官公庁等と十分打合せを行うこと。
- カ 無理のない工程を計画すること。
- キ 近隣住民、関係者などに対しての工事説明を行うこと。
- ク 安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮すること。
- ケ 本市が発注する業務上密接に関係する関連工事について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議・調整を行うこと。
- コ 什器・備品・特定機器等の移設等に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事などについては、施工業務の中で遺漏のないよう注意すること。
- サ 工事中の安全確保と完成後の品質確保の両面から、完成物に一切跡が残らない仮囲い、足場、クレーン等の仮設や、資材・廃材等の搬出入・搬送方法、交通誘導など、仮設工事について、竣工後の品質や機能に影響を残すことがないように、十分に配慮すること。
- シ 躯体図作成前に意匠、構造、電気、機械、昇降機等の工事を含めた総合図・プロット図を作成し、総合調整した上で、監督員の承諾を得た総合図を作成すること。
- ス 品質確保に対しては、下請業者の品質管理を含め、すべての責任を受託者が負うものとする。特に、海外調達する場合の機器・材料・加工品などの受け入れの際の品質

管理体制の確保及び保守点検、交換部品の確保などについて責任を負うこと。海外からの輸送にかかる時間やリスクに対する責任も含むものとする。また、海外調達に伴う品質確認等の検査に必要な関係者の渡航費用はすべて受託者の負担とする。

セ 本施工業務の品質確保を保証する証として「品質管理計画書」を作成し、発注者に提出すること。品質管理計画書は、品質を確認する体制、手順及び項目などを記載したものとし、総合施工計画書作成の中の品質管理内容について記載したものとす。

② 施工条件

ア 作業日時等

(ア) 労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として週休2日制とする。なお、作業内容、作業工程の都合などにより、作業時間の延長、休日作業の実施については、監督員と協議すること。

(イ) 大型車両の通行などは、第三者の安全確保に十分配慮すること。

(ウ) 敷地内及び周辺で開催される行事に配慮し、作業日時を調整すること。

(エ) 上記で作業を認めている期間及び日時において、監督員の指示により作業日時などを制約することがある。その場合、受託者はこれに従わなければならない。

イ 建設工事（解体工法等含む）

(ア) 公害防止に努め、建設工事に使用する建設機材は、低騒音・低振動・排ガス対策型のものとする。

(イ) クレーン等の仮設重機は電波障害を発生させる恐れがあるため、大きさや設置場所について十分配慮すること。

(ウ) コンクリート構造物の解体は、低振動・低騒音工法とし、安全、騒音、振動に配慮した工法を採用すること。また、工事に伴う粉塵の発生については通行人、近隣住民、自動車等に配慮し、散水等の対策を適宜講じること。

(エ) 埋設配管などの既存設備、インフラの事前調査を実施し、解体工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止などの事故防止策を徹底すること。

(オ) 仮設・養生計画は、一時的に開口・段差等ができる箇所において、落下養生・バリケードなどを行うなど、解体撤去の部位・段階に応じて適切で安全な方法を講じ、災害防止・粉塵飛散防止・騒音防止などを徹底するとともに、適切な予防措置を講じること。

(カ) 敷地外における産業廃棄物等の運搬に際しては、運搬車両にシートを掛けるなど、産業廃棄物等の散乱防止とともにタイヤに付着した泥土・埃の洗車を行うこと。

(キ) 既存本庁舎を利用継続しながらの工事のため、通路の危険防止の表示・方法、出入制限管理、建物警備・セキュリティの対応、誘導警備員の配置、周辺施設利用者等第三者への適切な対応等を検討の上、提示すること。

(ク) 周辺施設利用者等、第三者に対して、当該工事内容の工程及び詳細な工事内容について、事前に監督員と協議の上、お知らせする書類を作成し、掲示及び説明を行うこと。

(ケ) 関連工事の際、建材等にアスベスト、フロン又はPCB含有の可能性がある場合

は、作業に先立ち含有調査を実施すること（大気汚染防止法第 18 条の 17 等による）。また、調査によりアスベスト、フロン又は PCB の含有が確認された場合は、適切な処理方法により処分すること。なお、新たに発見された含有材料の処分に掛かる費用は本市の負担とする。

ウ 掘削土、埋戻土の扱い

(ア) 掘削土の場外搬出は、掘削土の調査・分析等を適切に行い、搬出すること。

(イ) 場外から埋戻土等を持ち込む場合は良質健全土とし、必要な検査を行い、持ち込む前に監督員と工事監理者に良質健全であることの確認を得ること。

エ 工事における予防措置等

(ア) 躯体、仕上げ、設備などの工事は、原則として低振動、低騒音工法によること。

(イ) 埋設配管配線など既存設備の事前調査を実施し、工事に伴う漏水、停電、通信停止、設備機能の停止などの事故防止策を徹底すること。

(ウ) 仮設、養生計画は工事の部位に応じて適切で安全な方法で行い、災害、粉塵飛散、振動、騒音、臭気、電磁ノイズ等の防止を徹底するとともに、適切な予防措置を講ずること。

③ 業務着手時及び完了時の提出書類

施工業務の実施に際し、第 4 章 1 の表「施工業務実施時の提出書類」を本市に提出し承認を得ること。

④ 施工体制

建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出すること。また、施工体系図を作成し関係者及び第三者等が見やすい場所に掲示すること。

⑤ 施工状況の確認

ア 現場代理人は施工状況を常に把握し、監督員等が要請した場合、受託者より工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

イ 監督員等は必要に応じ、工事現場において書類及び施工の現地確認を行う。受託者はこれに協力すること。

ウ 監督員の指示に従い、工事施工の段階検査・工事材料検査（確認を含む）等を受けること。

⑥ 施工定例会議及び連絡会議

ア 本市と受託者は、原則として毎週 1 回、工程・進捗等の確認・調整、施工内容の確認、近隣関連の状況把握、設計意図等の伝達を目的として、定例会議を行う。また、各種分科会を適宜行う。

イ 受託者は、会議資料の事前調整・準備を行い、会議を進行すること。

ウ 受託者は、会議内容の打ち合わせ記録書等を作成し、出席者間で相互に確認したものを保管する。

エ 会議会場は現場事務所又は市役所本庁舎とする。

⑦ 作業範囲

- ア 作業範囲などについては、監督員の承諾を受けること。
- イ 資材置き場は作業範囲内に確保し、資材等は引渡し完了するまで、すべて受託者の責任において管理すること。
- ウ 作業範囲外で工事車両の駐車場が必要となる場合は、受託者の負担で別途駐車場を借用するなどの対応をし、周辺道路では駐車・停車ともに行わないこと。

⑧ 工事保険等

- ア 受託者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険などに加入し、その証書の写しを本市に提出すること。
- イ 建設工事保険の保険金額は、本契約の契約額のうち、本市が施工業務に掛かる費用であると認めた金額を補償できるものとする。
- ウ 保険期間は、工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- エ 工事保険等に掛かる一切の費用は、受託者の負担とする。

⑨ 安全管理・災害の防止

- ア 関係法規に従うとともに、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- イ 近隣住民、来庁者等の安全を損なうことのないよう、適所に誘導員を配置するなど対策を講じ、十分な安全管理を行うこと。
- ウ 災害及び事故が発生した場合、人命の安全確保を最優先するとともに二次災害や第三者被害の防止に努め、その結果及び内容を監督員に遺漏・遅滞なく報告すること。
- エ 地震、豪雨、落雷、火災、その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。なお、台風など対応の時間を確保できる場合は、現場内外へ支障を来さないよう適切な対応を行うこと。
- オ 適切な仮囲い、照明、安全通路その他危険防止設備を設置すること。特に既存本庁舎の利用者の動線の安全性確保に細心の注意を払うこと。
- カ 工事用車両出入口等に交通誘導員を適正に配置し、歩行者最優先で安全管理に努めること。また、主要資機材等の搬出入時については、適宜交通誘導員を増員し、通行の安全を確保すること。
- キ 工事材料及び土砂などの搬送計画並びに通行経路の選定、その他一般の歩行者や車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上交通安全管理を行うこと。

⑩ 周辺環境の保全

- ア 工事作業範囲、工事用進入路、周辺環境などを常に整理整頓し、適時散水・清掃を行い、現場の美化等に努め、工事に起因する不要物は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。特に、一日の工事終了時には整理清掃等点検をし、付近住民に迷惑をかけないように留意すること。
- イ 業務を通じ、道路、樹木及び第三者の器物に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合、受託者負担で速やかに原状回復すること。
- ウ 工事施工に伴い発生する騒音・振動・粉塵の飛散等に注意し、水まき等の湿潤養生

- を十分に施し、付近住民の住環境に影響が出ないように作業を慎重に進めること。
- エ 発生材処分の運搬車両は、現場周辺を低速度通行することを厳守するとともに、不用意な駐停車は避けること。
- オ 敷地周囲上空に存する電線には、電線防護養生を施すこと。

⑪ 工事用電力・用水

着工から引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道などの料金負担は、基本料金を含め、次のとおりとする。

ア ガス、水道料金は受託者負担とする。

イ 電力について

(ア) 工事用電力費用は、着工から新築建物の受電まで受託者負担とする。

(イ) 試運転に掛かる電力費用は受託者負担とする。

(ウ) 受電後の本館切替から引渡しまでの電力費用は発注者負担とする。

⑫ 近隣への配慮

ア 本工事に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、近隣対策を実施すること。

イ 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係者等に対して事前に周知すること。

ウ 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに本市に報告するものとする。なお、近隣対応に掛かる費用は、受託者の負担とする。

エ 工事に関連して隣接地の建物等を破損・破壊等した場合は、速やかに本市に報告すること。

オ 近隣への対応は、連絡窓口となる担当者を受託者側で一本化し、施工業務の着手から完了まで窓口を変更せずに現場常駐にて対応すること。なお、窓口担当者は近隣対応専任である必要はなく、また複数名で行うことを可とする。

⑬ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について

ア 受託者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者にかかる共済証書を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

イ 受託者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者の建退共制度への加入並びに、共済証紙の購入及び貼付を促進するよう努めること。

ウ 受託者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を施工業務着手前に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合等は、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

⑭ その他

ア 建設資材の分別解体等及び再資源化

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める建設資材の分別解体等及

び再資源化の実施にあたっては、同法に則り適正な措置を講ずること。

イ 建設副産物の適正処理

- (ア) 本工事で発生した建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、受託者の責任において適正に処理すること。
- (イ) 受託者が建設廃棄物の処理（収集・運搬・処分等）を行う場合は、処理業者との間で書面による委託契約を結ぶこと。その際は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し、適正に処理すること。
- (ウ) 受託者は建設廃棄物の処理について、再生資源利用促進計画書・実施書を作成して監督員に提出すること。
- (エ) マニフェストによる処理結果は、マニフェストの写し及び一覧表を作成して監督員に提出すること。
- (オ) 特別管理廃棄物の処理方法については、各種法令を遵守すること。
- (カ) 本工事で発生した特別管理廃棄物は、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬、処分を委託し、各種法令に準拠した方法にて適正に処分すること。なお、PCBを含む照明器具の一時保管場所への移送も含むものとする。

ウ 社会保険

受託者が契約する一次下請業者は、社会保険加入者に限定しなければならない。また、社会保険の加入については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）」（平成24年策定、平成27年改訂）に沿って、受託者の元請業者がすべての下請業者（二次下請業者以降も含む。）に対し加入者となるよう指導すること。

オ ダンプトラック等による過積載等の禁止・防止

施工計画書に次の事項について方法等を具体的に記載し、遵守すること。また、すべての下請業者へ指導徹底すること。

- (ア) 建設発生土及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の確認
- (イ) 飛散防止措置の徹底
- (ウ) さし枠装着車などの不正改造した車両や、不表示車両等の使用禁止
- (エ) 資機材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては下請業者及び納入業者の利益を不当に害しないこと。

カ 枠組足場

工事で設置する足場については「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中棧及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すりの据置方法又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

キ 現場事務所

工事現場には、工事監理者が詰める現場事務所を設けること。

4 要求水準書等の変更

(1) 本市による変更

本市は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直し及びその変更を行うことがある。なお、見直しを行う際は、事前に本市から受託者へその旨通知することとし、要求水準書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行うこととする。

- ① 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されたとき
- ③ 本市の事由により、業務内容の変更が必要なとき
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 受託者による変更提案

受託者が本プロポーザル時に提案した技術提案等の内容を採用することに伴い必要がある場合は、要求水準書等の見直し及びその変更を行うことがある。なお、見直しに伴い、要求水準書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行う。

第4章 その他

1 添付資料

表「施工業務実施時の提出書類」

	提出書類	部数	備考
工事着工時及び施工中	着工届	1部	施工業務着手前に提出
	実施工程表（週間・月間・全体）	適宜	
	施工体系図	1部	施工業務着手前及び内容変更から10日以内（土日祝日を除く）
	施工体制台帳	1部	
	現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書	1部	着工時
	建設業退職金共済証紙購入証明書	1部	施工業務着手前までに提出
	工事カルテ	1部	着工時及び完了時に提出
	建設リサイクル法関係届出書	1部	申請業務含む。再生資源利用計画（実施）書、再生資源利用促進計画（実施）書、その他各書類
	総合仮設計画図	3部	現場着工前に提出
	総合施工計画書	3部	現場着工前に提出
	地元発注等計画書	1部	現場着工前に提出
	施工計画書（各工種）	2部	当該工事着手前に提出
	工事日誌	1部	毎月提出
	工事履行報告書	3部	毎月提出
	納入仕様書及び品質証明報告書	2部	決定次第速やかに提出（カタログ、試験成績表とともに提出）
	工事打合簿	3部	適宜
	出荷証明書	1部	納品伝票
	産業廃棄物に関する書類	1部	建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト写し、その他各書類
	材料確認願	2部	適宜
打合せ記録書	3部	打ち合わせ後、速やかに提出	
各種試験成績書	2部		
工事写真	2部	データとともに提出	

	提出書類	部数	備 考
竣工時	竣工図書	1 部	黒表紙製本金文字入 (A4 判) (CAD データ共) ・竣工図面一式 (原図サイズ) ・機器取扱説明書 ・各保証書、証明書等 (原本) ・その他各書類 (建退共制度関連、品質管理検査記録、VOC 関連、竣工検査結果報告書、社内検査記録を含む。)
	竣工図書 (分冊)	2 部	ファイル綴 (図面を除く書類の控え)
	竣工図二つ折り製本・製本縮小版	各 3 部	背張製本黒文字入り (A1 判及び A3 判)
	完成写真	5 冊	表紙製本金文字入 (A4 判) (データ共)
	竣工図	2 部	CAD データと共に提出
その他	維持管理業務検討書	1 部	
	機器取扱説明書	1 部	
	ライフサイクルコスト計算書	1 部	
	鍵リスト及び収納ケース・マスターキー資料	1 部	
	検査願	適時	遅滞なく

特記事項

- (1) CAD データは、JWW 形式、DXF 形式及び PDF 形式で提出すること。
- (2) 写真撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」による。
- (3) 当該建物完成原図の CAD データの著作権にかかる当該建物に限る使用権は、本市に移譲するものとする。
- (4) 完成写真のカット数は、各室 1～2 カット程度とするが、詳細は監督員との協議によること。

別途工事リスト

徳島市危機管理センター（仮称）新築工事実施設計技術協力及び施工業務受託者選定プロポーザル要求水準書 2 ページに記載する別途工事は次のとおり。

《共通事項》

- ① 各工事について、配線は、別途工事とする（先行配管は本工事）。
 - ② 未定項目と記載したものは、実施設計段階で判断する。
- ※本資料は、本プロポーザル参加にかかる目的以外に使用してはならない。

【一般設備】

- (1) 可動家具
事務机、事務椅子、ロッカーなど
- (2) カーテン、暗幕、ブラインド
各室どの種類を選定するかは、実施設計段階で検討する。
- (3) 消火器

【特殊設備】

- (1) 災害対策用通信機器の防災棟への移設
次の項目について、本工事では、当該設備機器の基礎部分及び配管を用意すること。詳細については実施設計段階で検討する。
 - ① 県防災行政無線
無線機等一式（本館 7 階）、アンテナ一式、非常用発電機（本館 3 階）、配線一式
 - ② 市防災行政無線（同報系）
統制装置一式（南館 5 階）
 - ③ 県防災カメラ
PC 一式、ネット回線一式
 - ④ 消防局災害オペレーションシステム
PC 一式、ネット回線一式
 - ⑤ 市デジタル防災行政無線（移動系）
統制装置一式（本館 9 階、本館 7 階、南館 5 階）

※ 市デジタル防災行政無線（移動系）は令和 5 年度から令和 7 年度までを工期として、アナログ・デジタル MCA・衛星電話からの移行を計画している。
本工事と当該通信システム整備工事との工期が重なる可能性があるため、設置時期について調整が必要。
- ⑥ 衛星電話（docomo）1 台（本館 7 階）

- ⑦ Em-Net 用 PC
PC 一式、ネット回線一式
 - ⑧ 災害用映像情報収集ネットワーク
PC 一式、ネット回線一式
※ 災害用カメラ（インターネットVPN）は、将来、増設予定。
 - ⑨ 上記移設に関する不要機器、配線等の撤去
- (2) 消防局との連携
災害用オペレーションシステムとの接続（消防局と防災棟間の有線によるテレビ電話システムの構築を想定。詳細は実施設計段階で検討する。）
- (3) 無線アンテナ及び電子サイレン移設など
FWA アンテナ及び防災行政無線（同報系・移動系）については、防災棟屋上にアンテナを移設し、防災棟内（通信室等）にケーブル引き込みを行う。
その他、J アラートや防災情報提供システムなどの国民保護・防災関係システムの移設を行う。J アラート移設にあたっては、本庁舎内放送と連動させるための調整を行う。
- (4) 防災啓発コーナーの設置
防災棟 2 階と本館 2 階をつなぐ渡り廊下に市民向けの防災啓発コーナーの設置を計画している。本工事では、当該コーナーを展示スペースとして活用するために必要な内装工事を行うこと。なお、詳細については実施設計段階で検討する。

【給排水衛生設備】

- (1) 給茶機（未定項目）
- (2) 製氷機（未定項目）
- (3) 洗濯機（未定項目）
洗濯機を防災棟 4 階屋上 3（設備スペース）に設置することを計画している。本工事では、洗濯機の設置に必要な基礎部分及び配管を用意すること。詳細については実施設計段階で検討する。
- (4) 乾燥機（未定項目）
乾燥機を防災棟 4 階屋上 3（設備スペース）に設置することを計画している。本工事では、乾燥機の設置に必要な基礎部分及び配管を用意すること。詳細については実施設計段階で検討する。
- (5) 洗い場（未定項目）
洗い場を防災棟 4 階屋上 3（設備スペース）に設置することを計画している。詳細については実施設計段階で検討する。

【電気設備】

(1) I T V設備

基本設計書に示す位置に防犯カメラの設置を計画している。本工事では、防犯カメラやモニターの設置に必要な基礎部分及び配管を用意すること。詳細については実施設計段階で検討する。

(2) 屋外放送（未定項目）

(3) 機械警備機器（未定項目）

(4) 庁内ネットワーク工事、光ケーブル工事

(5) 防犯入退室管理設備

基本設計書に示す位置に電気錠の設置を計画している。本工事では、電気錠やモニターの設置に必要な基礎部分及び配管を用意すること。詳細については実施設計段階で検討する。

(6) 無線L A N設備

防災棟の全フロアに無線L A N環境を整備することを計画中。

(7) 各種システム移設

- ・ 個人住民データ等の総合行政システムなどの基幹システムの移設
- ・ インターネット回線を使用する業務システムの移設

【本庁舎改修工事】

(1) 本館東側エレベーター改修工事

建築基準法第3条第3項の規定による遡及適用工事の実施について、本工事の工期中、別途工事として計画している。

(2) 南館地下駐車場改修工事

南館地下1階二段式駐車場の平面化工事の実施について、本工事の工期中、別途工事として計画している。

近隣家屋調査範囲

